

立川市景観計画(案)新旧対照表

番号	修正箇所	旧	新	備考
1	P.1 序章 はじめに 1 景観計画の背景と目的 (1)景観計画策定の背景 21 行目	現在、 <u>531</u> の団体が景観行政団体となっています。(平成 24 年 <u>3</u> 月 1 日時点)	現在、 <u>557</u> の団体が景観行政団体となっています。(平成 24 年 <u>6</u> 月 1 日時点)	関係機関との調整
2	P.4 序章 はじめに 3 景観形成の基本理念 (2)市民等(市民、事業者)と行政の役割 2 行目	<u>それぞれの主体が協働することが求められます。</u>	<u>相互に協働することが求められます。</u>	関係機関との調整
3	P.8 第1章 景観特性 3. 河川沿いの豊かな緑と市街地 7 行目 P.13 第1章 景観特性 8. 緑の帯となる立川崖線 6 行目	遠くの山並み	遠く <u>富士山などの山並み</u>	パブリックコメント
4	P.14 第1章 景観特性 9. 多摩都市モノレール沿道 3 行目	遠く秩父の山並み	遠く <u>奥多摩や富士山などの山並み</u>	パブリックコメント・関係機関との調整
5	P.23 第3章 景観計画の区域等 3-2 景観計画区域の区分 【基本区分】 (2)景観形成地区 5 行目	立川崖 <u>川</u> 地区	立川崖 <u>線</u> 地区	パブリックコメント

6	<p>P.24 第3章 景観計画の区域等</p> <p>【立地区分】</p> <p>(3)景観形成軸</p> <p>■景観形成軸 図の修正</p> <p>P.70 第4章 景観形成の方針・基準等</p> <p>4-3 景観形成の方針及び基準【立地区分】</p> <p>(1)景観形成軸</p> <p>2 幹線道路軸</p> <p>【対象範囲】2行目及び右図の修正</p> <p>P.91 資料</p> <p>図2 区域詳細図【立地区分】の修正</p>	<p>八王子武蔵村山線・中央南北線</p>	<p>景観形成軸に国営公園北通りを追加</p> <p>八王子武蔵村山線・<u>国営公園北通り</u>・中央南北線</p> <p>景観形成軸に国営公園北通りを追加</p> <p>景観形成軸に国営公園北通りを追加</p>	<p>パブリックコメント</p>
7	<p>P.25 第3章 景観計画の区域等</p> <p>3-3 行為の届出等</p> <p>(1)届出の対象行為と届出規模</p> <p>表 3-3-1 事前協議、届出の対象となる行為の種類</p> <p>建築物等の建築 1行目</p> <p>工作物等の建設 1行目</p>	<p>改造若しくは移転</p>	<p>改築若しくは移転</p>	<p>パブリックコメント</p>
8	<p>P.25 第3章 景観計画の区域等</p> <p>3-3 行為の届出等</p> <p>(1)届出の対象行為と届出規模</p> <p>表 3-3-2 一般地域・景観形成地区の届出の対象となる行為の規模</p> <p>基地跡地関連地域 建築物等の建築欄</p>	<p>基地跡地関連地域の建築物等の建築の届出規模:<u>3000 m<sup>2</sup></u></p>	<p>基地跡地関連地域の建築物等の建築の届出規模:<u>1000 m<sup>2</sup></u></p>	<p>パブリックコメント</p>

9	P.61 第4章 景観形成の方針・基準等 4-2 景観形成の方針及び基準【基本区分】 (2)景観形成地区 9 立川崖線地区 【景観形成及び誘導の方針】 <u>崖線の地形を生かした秩序ある景観の形成</u> 景観誘導の方針 1行目	立川崖線の豊かな自然を通して望める市街地が、秩序ある街並み <u>づくりのため</u> 、規模や高さなどを誘導します。	立川崖線の豊かな自然を通して望める市街地が、秩序ある街並み <u>となるよう</u> 、規模や高さなどを誘導します。	関係機関との調整
10	P.83 第6章 公共施設等の整備 6-2 景観重要公共施設 (1)景観重要道路 6)立川駅南北駅前交通広場(デッキ含む) 10行目	<u>景観に配慮した景観の形成</u>	景観の形成	関係機関との調整
11	P.84 第6章 公共施設等の整備 6-2 景観重要公共施設 (2)景観重要河川 2)残堀川 3行目	<u>洪水による災害などを防止するため治水機能を重視した整備が優先されています</u>	(削除)	関係機関との調整
12	P.88 第8章 景観形成の施策の推進 8-3 景観審議会と景観アドバイザー制度 (1)景観審議会の設置 2行目	<u>主に、届出にかかわる勧告・変更命令に向けた審議、景観地区や地区計画などの調査・審議などを行います。</u>	<u>景観審議会の委員は、12名以内で市長が委嘱する者とし、学識経験者、市内で活動する市民団体又は関係団体の構成員、公募市民により構成されます。</u>	関係機関との調整
13	P.89 第8章 景観形成の施策の推進 8-5 市民主体の連携 (2)市民等による景観づくり 6行目	幅広く市民から情報収集の仕組み	幅広く市民から情報を <u>収集する</u> 仕組み	関係機関との調整
14	P.90 資料 図1 区分詳細図【基本区分】図の修正		P.23 の3-2 景観計画区域の区分の図と色を合わせた。	パブリックコメント